

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員等に対する感謝状等の贈呈に関する規程

(総 則)

- 第 1 条 この規程は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「協会」という）が行う役員等に対する感謝状等の贈呈に関することを定める。
- 2 前項の役員等とは、第 2 条に掲げる者又は団体をいう。

(贈呈の範囲)

- 第 2 条 協会は、次に該当する役員等に感謝状を贈呈する。
- 一、協会会長、同副会長、同専務理事、及び加盟団体の会長、副会長、理事長（専務理事）の役職を退任した者。
  - 二、協会理事、同監事の役職に通算 10 年以上在任して退任した者。
  - 三、協会正会員の役職に通算 10 年以上在任して退任した者。ただし前項に掲げる協会理事及び同監事の役職に在任した年数のあるときはその年数も協会正会員在任数に通算するものとする。
  - 四、その他協会の事業遂行に寄与した者又は団体。
  - 五、協会の創立周年記念に際して、加盟団体事務局に 10 年以上勤務する職員で加盟団体長が推薦する者。
- 2 協会理事、同監事及び協会正会員の役職を退任した者で協会運営上とくに貢献をしたと認められる者に対しては前項二及び三に定める在任年数にかかわらず感謝状を贈呈することができる。

(感謝状等贈呈審査会)

- 第 3 条 協会に感謝状等贈呈審査会（以下「審査会」という）を置く。
- 2 審査会は被贈呈者の審査選考を行う。

(審査会の委員)

- 第 4 条 審査会の委員は、協会会長が理事の中から若干名を委嘱する。
- 2 前項のほか専務理事、事務局長は、委員となる。
  - 3 審査会の委員の任期は、協会役員と同一とする。

(審査会の開催)

- 第 5 条 審査会は、必要により開催するものとし、専務理事が招集し、議長となる。

(被贈呈者の選考)

- 第 6 条 事務局長は、必要に応じて第 2 条に該当する者の名簿を作成して審査会に提出し、その審査を受ける。
- 2 理事会は、審査会の審査報告に基づき、感謝状等の被贈呈者を決定する。
- 第 7 条 第 2 条第 1 項四に該当する者等に感謝状等を贈呈する場合で、審査会及び理事会に付議するいとまのないときは、専務理事がこれを決定することができる。
- 2 前項の場合は、直次の審査会及び理事会に報告し、承認を得なければならない。

(感謝状等の内容)

- 第 8 条 被贈呈者のうち、とくに功績が顕著な役員等に対しては、感謝状にあわせて記念品を贈ることができる。

(細 則)

- 第 9 条 この規程に定めのない事項については、協会理事会で定める。

- 附 則 1. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
2. 平成 23 年 1 月 18 日一部改正